疑義照会不要項目

注意事項

・「変更不可」にチェック（☑）の記載がある場合は処方変更不可

　・患者負担が同等または安価になる場合のみ

・①、②、③については、初回は必ず疑義照会をし、次回以降での処方箋に対して

疑義照会不要項目に適応とする

1. 処方日数の適正化

　　　　週1日服用などの処方日数

　　　　例：フォサマック錠35ｍｇ28日分→4日分など

1. 外用剤の用法・用量・使用部位など不記載

　　　　例：モーラステープＬ　56枚　1日1枚56日分（腰に貼付）

1. 添付文書との用法違い

　　　　例：漢方薬の食前→食後または食間への変更

　　　　　　食後→食直後、食前への変更